

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本事務では、システムの保守等を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、委託業者との契約においての個人情報保護に関する特約を設けている。

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、障害児入所施設を利用する児童の保護者に対して、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給を決定するとともに障害児入所受給者証及び障害児入所医療受給者証を交付する。 特定個人情報ファイルは、児童福祉法その他条例の規定に従い、次の事務に使用している。 ①台帳管理 ②支給認定審査 ③所得区分及び自己負担上限額の決定 ④受給者証の発行、交付 都が発行する受給者証及び通知等には、個人番号は記載しない。
③システムの名称	障害児施設受給者管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合利用連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児施設受給者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項別表第8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、18、19、20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
②所属長の役職名	障害児・療育担当課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	サイバーセキュリティ実施手順等、諸規定に即した手順を順守している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

やむを得ない場合を除き、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からの提出書類によりマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I・4・②法令上の根拠	<情報照会> 番号利用法第19条第1項第7号別表第二の第	<情報照会> 番号利用法第19条第1項第7号別表第二の第	事後	
令和1年6月10日	I・5・②所属長の役職名	障害児・療育担当課長 瀬川 裕之	障害児・療育担当課長	事後	
令和1年6月10日	I・8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎18階中央	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階中央	事後	
令和1年6月10日	II・1 いつ時点の計数か	平成28年6月30日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月10日	II・2 いつ時点の計数か	平成28年6月30日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IV	—	様式変更に伴う追加記載	事後	
令和2年7月31日	II・1 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年6月30日時点	事前	
令和2年7月31日	II・2 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年6月30日時点	事前	
令和3年6月25日	I・4・②法令上の根拠	<情報照会> 番号利用法第19条第1項第7号	<情報照会> 番号利用法第19条第1項第8号	事後	
令和6年12月20日	I・3法令上の根拠	番号利用法第9条第1項別表第一の第7の項 番号利用法別表第一主務省令第7条第1項第1	番号利用法第9条第1項別表第8	事後	
令和6年12月20日	I・4・②法令上の根拠	<情報照会> 番号利用法第19条第1項第8号別表第二の第	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、18、19、20の項	事後	
令和6年12月20日	I・5・①部署	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課	事後	
令和6年12月20日	I・7 請求先	福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課	事後	

[illegible]